

建築関係設計業務等委託料算定要領

第1章 総則

1. 基本事項

本要領は、建築関係設計業務等委託料算定基準（以下「算定基準」という。）に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な設計業務等委託料の積算に関する事項、業務人・時間数の算定方法等を示すものである。

2. 設計業務等委託料の積算に関する事項

2. 1 業務人・時間数

- (1) 建築関係設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（共通仕様書第2章2.1第1項に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（共通仕様書第2章2.1第2項に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (2) 建築関係工事監理業務委託共通仕様書（以下「工事監理業務共通仕様書」という。）を適用して工事監理に関する業務を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（工事監理業務共通仕様書第2章2.1に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（工事監理業務共通仕様書第2章2.2に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (3) 複数の棟の設計業務又は工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。
- (4) やむを得ない事情により設計業務または工事監理業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務または工事監理業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。

2. 2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士として2年又は同法第2条第3項に規定する二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、「土木・建築関係委託設計単価表」（福島県土木部制定）における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。

2. 3 床面積の合計

第2章2.2又は5.2における床面積の合計は、設計又は工事監理の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2.2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

2. 4 諸経費率

諸経費率は、1. 1 を標準とする。

2. 5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0. 1 5 を標準とする。

2. 6 特別経費

特別経費には、交通費（出張旅費）、行政手数料、公共建築設計者情報システム（P U B D I S）への業務カルテ登録料、R I B C 利用料金等が含まれる。

3. 契約変更の扱い

- （1）発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。
- （2）計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。
- （3）契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、計画通知手続き等に係る行政手数料、P U B D I S への業務カルテ登録料については、これに乗じないものとする。
- （4）新たに業務を追加する場合の単価は、変更指示時点の単価とする。

第2章 業務人・時間数の算定方法

1. 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & + (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から5. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

2. 設計業務に関する**算定方法1**【新築工事】（床面積に基づく算定方法）

2. 1 適用

この算定方法は、共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

（1）一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

（ア）令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示8号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて（a）又は（b）に掲げる算定式に

より、別表1－1に掲げる係数を用いて算定する。

- (a) 第一号から第三号、第四号1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計（㎡）

- (b) 第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）

$$A = a \times S + b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計（㎡）

- (イ) 告示8号別添二第十三号から第十五号に掲げる建築物については、建築物の類型に応じて、別表1－1－1～3に掲げる床面積に応じた業務人・時間数とする。なお、表に示す最小・最大の床面積の範囲内であって、床面積欄にない床面積の建築物の場合は、当該床面積の直前・直後の床面積に応じた業務人・時間数を参考に、直線補間により算定する。
- (2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定
- (ア) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。
- （一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数）
＝（一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数）
×（1－（対象外業務率））
- (イ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2－2によることができるものとする。
- (ウ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。
- (エ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、4.を参照。

(3) 難易度係数による補正

建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表(ろ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。（運用（参考資料）参照）

(4) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1－4に掲げる係数（以下、「複合化係数」という。）を乘じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1) 又は (2) に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ (1) 又は (2) により当該業務に係る業務人・時間数を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.25$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表 2-2 に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2.2 (3) に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合
3.2 人・時間
- ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合
2.4 人・時間
- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合
1.6 人・時間

3. 設計業務に関する**算定方法 2**【改修工事】(図面目録に基づく算定方法)

3. 1 適用

この算定方法は、共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修、補修及び解体工事（以下「改修工事」とする。）の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に用いる。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面 1 枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存

建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数 を追加業務に計上する。

(一般業務に係る業務人・時間数) = Σ (図面 1 枚毎の業務人・時間数)

(2) 一般業務に係る図面 1 枚毎の業務人・時間数の算定

図面 1 枚 (大きさは、841mm×594mm (A1 判) とする。) 毎の作成に必要な業務人・時間数は、建築改修工事分については (ア)、設備改修工事分については (イ) に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面 1 枚毎の換算図面枚数については、(3) により算定する。

(ア) 建築改修工事分の設計に必要な図面 1 枚毎の業務人・時間数

(業務人・時間数) = 13.567 × (図面 1 枚毎の換算図面枚数)

(イ) 設備改修工事分の設計に必要な図面 1 枚毎の業務人・時間数

(業務人・時間数) = 10.233 × (図面 1 枚毎の換算図面枚数)

(3) 図面 1 枚毎の換算図面枚数の算定

(ア) (2) に掲げる式における「図面 1 枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面 1 枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。

(図面 1 枚毎の換算図面枚数) = 1 × (複雑度)

× (CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度)

(イ) (ア) に掲げる式における「複雑度」は、別表 2-1 により設定することができるものとする。なお、「複雑度」に係る係数は、実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議、書式の有無等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであることを踏まえた上で、別表 2-1 によりがたい場合は、実情に応じて設定することができるものとする。

(ウ) (ア) に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面の CAD データ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0 から 1 の範囲で、実情に応じて図面 1 枚毎に設定することができるものとする。

3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2. 3 に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

(積算業務に係る業務人・時間数)

= (実施設計に係る業務人・時間数) × 0.21

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3. 2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1. 0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

4. 設計意図伝達業務に関する算定方法

4. 1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

なお、旧基準で委託料を算定した委託業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合は、旧基準による算定方法を適用する。

4. 2 業務人・時間数の算定

- (1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。
- (2) (1) によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

5. 工事監理業務に関する算定方法

5. 1 適用

この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

なお、旧基準で設計業務委託料を算定した委託業務の対象である工事に係る工事監理業務を委託する場合で、設計業務の受注者に委託する場合は、旧基準による算定方法を適用する。

5. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(ア) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示8号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて(a)又は(b)に掲げる算定式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

(a) 第一号から第三号、第四号1類、第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)、第五号、第六号(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (㎡)

- (b) 第四号第2類（床面積の合計が 20,000 m²以上 30,000 m²以下の場合）又は第六号（床面積の合計が 20,000 m²以上 30,000 m²以下の場合）

$$A = a \times S + b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計（m²）

また、「対象外業務率」とは、地方自治法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

告示第8号別添二第十三号から第十五号に掲げる建築物については、建築物の類型に応じて、別表1-1-1～3に掲げる床面積に応じた業務人・時間数とする。なお、表に示す最小・最大の床面積の範囲内であって、床面積欄にない床面積の建築物の場合は、当該床面積の直前・直後の床面積に応じた業務人・時間数を参考に、直線補間により算定する。

(イ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(2) 難易度係数による補正

建築物が告示第8号別添三第4項及び第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表(ハ)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。

(3) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示第8号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1-4に掲げる複合化係数に乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

5. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

5. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定することができるものとする。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.02$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、5.2(2)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

第3章 対象外業務率の考え方

1. 対象外業務率を設定できる条件

1. 1 設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 1に定めるところにより設定することができるものとする。

1. 2 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、地方自治法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 2に定めるところにより設定することができるものとする。

2. 対象外業務率の設定の考え方

2. 1 設計業務の対象外業務率(第2章2. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合(以下「項目別対象外業務率」という。)を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

2. 2 工事監理業務の対象外業務率(第2章5. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

また、工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目は(1)、標準的に一部が委託業務の範囲外となる業務内容の項目は(2)に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率として、別表2-4に掲げる標準的な対象外業務率を設定することができるものとする。

(1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

(2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」

- ・「関係機関の検査立ち会い等」のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査書類の作成等

なお、対象外業務率は、対象となる業務内容の項目に応じ、業務の実態に合わせて設定するものとする。

別表 1-1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数

建築物の 類型	建 築 物 の用途	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数						
				設 計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第一号	第 1 類	$100 \text{ m}^2 \leq S \leq 100,000 \text{ m}^2$	係数 a	27.3837	5.0069	5.2655	4.2470	0.4091	0.5424
			係数 b	0.4606	0.5846	0.5323	0.5751	0.7406	0.6827
	第 2 類	$3,200 \text{ m}^2 \leq S \leq 100,000 \text{ m}^2$	係数 a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138
			係数 b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第 1 類	$100 \text{ m}^2 \leq S \leq 75,000 \text{ m}^2$	係数 a	28.1322	5.2388	3.5512	8.9383	3.3898	2.4378
			係数 b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934
	第 2 類	$100 \text{ m}^2 \leq S \leq 75,000 \text{ m}^2$	係数 a	40.7832	7.7623	5.9625	11.5599	3.3898	3.1226
			係数 b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934
第三号	第 1 類	$340 \text{ m}^2 \leq S \leq 10,000 \text{ m}^2$	係数 a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数 b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
	第 2 類	$3,500 \text{ m}^2 \leq S \leq 49,000 \text{ m}^2$	係数 a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952
			係数 b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第 1 類	$100 \text{ m}^2 \leq S \leq 50,000 \text{ m}^2$	係数 a	2.6180	2.1405	0.2144	4.7279	1.0242	0.4045
			係数 b	0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
	第 2 類	$300 \text{ m}^2 \leq S < 20,000 \text{ m}^2$	係数 a	4.2525	2.7775	0.3436	6.9500	1.4312	0.4045
			係数 b	0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
		$20,000 \text{ m}^2 \leq S \leq 30,000 \text{ m}^2$	係数 a	0.8535	0.1100	0.1095	0.2342	0.0293	0.0521
			※A=a×S+b	9705.8	3339.0	10446.0	1956.4	710.9	1283.4
		$30,000 \text{ m}^2 < S \leq 100,000 \text{ m}^2$	係数 a	4.7045	3.6050	0.5510	6.3506	1.5737	0.5524
			係数 b	0.8656	0.7293	0.9820	0.7037	0.6710	0.8291
第五号	第 1 類	$100 \text{ m}^2 \leq S \leq 23,000 \text{ m}^2$	係数 a	5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数 b	0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
	第 2 類	$1,500 \text{ m}^2 \leq S \leq 80,000 \text{ m}^2$	係数 a	16.474	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数 b	0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第 1 類	$100 \text{ m}^2 \leq S < 20,000 \text{ m}^2$	係数 a	5.8423	1.8168	0.5905	4.1241	0.2574	0.2860
			係数 b	0.7571	0.7867	0.8970	0.7033	0.8788	0.8949
		$20,000 \text{ m}^2 \leq S \leq 30,000 \text{ m}^2$	係数 a	0.7472	0.2100	0.2283	0.1250	0.0383	0.0802
			※A=a×S+b	-4402.1	193.9	-307.0	1866.9	784.5	416.0
		$30,000 \text{ m}^2 < S \leq 100,000 \text{ m}^2$	係数 a	3.5691	1.6013	0.5041	4.3181	0.3271	0.3053
			係数 b	0.8271	0.8059	0.9187	0.6956	0.8424	0.8858
第七号	第 1 類	$100 \text{ m}^2 \leq S \leq 15,000 \text{ m}^2$	係数 a	9.8576	3.2695	4.4473	22.6387	1.6641	1.3704
			係数 b	0.7620	0.7379	0.7317	0.5313	0.6591	0.7789
第八号	第 1 類	$200 \text{ m}^2 \leq S \leq 50,000 \text{ m}^2$	係数 a	11.7127	3.0002	6.6791	4.1616	1.9885	1.3362
			係数 b	0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
	第 2 類	$750 \text{ m}^2 \leq S \leq 50,000 \text{ m}^2$	係数 a	12.3779	4.4667	7.7544	4.1616	2.7429	1.5771
			係数 b	0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
第九号	第 1 類	$200 \text{ m}^2 \leq S \leq 15,000 \text{ m}^2$	係数 a	12.0133	4.4768	0.3689	3.3837	0.9558	0.1801
			係数 b	0.7109	0.6654	0.9792	0.7671	0.7050	0.9784
	第 2 類	$4,400 \text{ m}^2 \leq S \leq 46,000 \text{ m}^2$	係数 a	1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538
			係数 b	1.0536	0.8371	0.9712	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第 1 類	$150 \text{ m}^2 \leq S \leq 15,000 \text{ m}^2$	係数 a	28.4598	3.8566	1.0152	5.1224	0.4701	0.8479
			係数 b	0.6397	0.6888	0.9052	0.6980	0.7184	0.7288
	第 2 類	$4,200 \text{ m}^2 \leq S \leq 100,000 \text{ m}^2$	係数 a	10.703	12.060	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241
			係数 b	0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121

第十一号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 15,000 m ²	係数 a	5.3732	1.2819	0.3618	4.6516	0.9945	0.3214
			係数 b	0.8067	0.8334	1.0061	0.7088	0.6591	0.8860
第十二号	第1類	150 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ²	係数 a	4.8697	2.8735	1.0305	6.2133	1.5683	0.6125
			係数 b	0.9197	0.8052	0.9969	0.7647	0.7292	0.9294
	第2類	300 m ² ≤ S ≤ 30,000 m ²	係数 a	5.8402	3.1301	1.0585	6.2133	1.5683	0.6125
			係数 b	0.9197	0.8052	0.9969	0.7647	0.7292	0.9294

別表 1-1-1 戸建住宅等（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）（別添二第十三号関係）

（単位：人・時間）

床面積の合計		100 m ²	150 m ²	200 m ²	300 m ²
(一) 設計	総合	260	360	450	620
	構造	87	110	120	160
	設備	57	75	92	120
(二) 工事監理等	総合	100	120	150	180
	構造	25	30	34	42
	設備	24	32	39	51

別表 1-1-2 戸建住宅等（詳細設計を必要とするもの）（別添二第十四号関係）

（単位：人・時間）

床面積の合計		100 m ²	150 m ²	200 m ²	300 m ²
(一) 設計	総合	210	290	370	510
	構造	71	90	100	130
	設備	57	75	92	120
(二) 工事監理等	総合	100	120	150	180
	構造	25	30	34	42
	設備	24	32	39	51

別表 1-1-3 その他の戸建住宅等（別添二第十五号関係）

（単位：人・時間）

床面積の合計		100 m ²	150 m ²	200 m ²	300 m ²
(一) 設計	総合	130	180	220	310
	構造	35	44	52	65
	設備	17	23	28	37
(二) 工事監理等	総合	85	100	120	150
	構造	21	25	29	35
	設備	12	16	19	25

別表 1－2 複合化係数

複合化係数	総合	構造	設備
設計	1.06	0.91	1.07
工事監理等	1.05	0.89	0.92

別表 2－1 改修工事の設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数	図面の複雑度			複雑度に係る係数
建築	A	簡易	0.6	設備	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0		B	標準	1.0
	C	複雑	1.4		C	複雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表 2－2 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野	第 1 類			第 2 類			
		総合	構造	設備	総合	構造	設備	
基本設計に関する業務細分率	(1)設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	(4)基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5)基本設計図書の作成	0.09	0.08	0.05	0.09	0.07	0.06	
	(6)概算工事費の検討	0.03	0.02	0.03	0.03	0.01	0.03	
	(7)基本設計内容の建築主への説明等	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	
実施設計に関する業務細分率	(1)要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.04	0.04	0.02	0.04	0.04
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	(3)実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(4)実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.28	0.30	0.29	0.28	0.32	0.29
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
	(5)概算工事費の検討	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	
(6)実施設計内容の建築主への説明等	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03		
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1)設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09	
	(2)工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	

別表２－３ 工事監理業務に関する業務細分率

		業務分野	総合	構造	設備
業務内容の項目					
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.01	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.06	0.08	0.06
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.18	0.19	0.19
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.06	0.09
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.20	0.13
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	0.01	0.01
	(2) 工程表の検討及び報告		0.06	0.02	0.06
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.11	0.09	0.09
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.04	0.04
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05	0.04	0.04
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立会い		0.02	0.02	0.02
	(6) 関係機関の検査立会い等		0.03	0.03	0.03
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01
		(ii) 最終支払い請求の審査			

別表２－４ 工事監理業務に関する標準的な対象外業務率

	業務内容の項目		対象外業務率		
			総合	構造	設備
工事監理に係る対象外業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—	—	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—	—	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.125	0.125	0.125
		(ii) 質疑書の検討	0.250	0.222	0.286
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—	—	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—	—	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—	—	—
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.143	0.143	0.167
	(6) 工事監理報告書等の提出		—	—	—
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		1.000	1.000	1.000
	(2) 工程表の検討及び報告		—	—	—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—	—	—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	—	—	—
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.333	0.250	0.333
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—	—	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		1.000	1.000	1.000
	(6) 関係機関の検査の立会い等		—	—	—
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	1.000	1.000	1.000
		(ii) 最終支払い請求の審査	1.000	1.000	1.000